



運動会に向けて



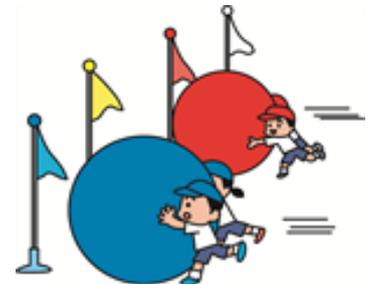
9月12日をもって「蔓延防止措置」が解除になり、13日から通常授業が始まりました。やっと2学期が始まった感じです。

15日からは、10月2日の運動会に向けた取り組みが始まりました。

過日お知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度も午前中のみの日程による開催です。運動会の内容や種目の決定をした時点では、「蔓延防止措置」の期間内であったこと、昨年の9月と比べると、今年は新規感染者の数が一桁違っているほどの数であったというような状況であったためです。そのため、5・6年生の組立体操では、子ども同士の接触を極力避けるような内容での構成となっています。ほかに、「密」となる場面が避けられない場合には、マスクを着用したままの演技となる場面もあります。

運動会の見どころを紹介します。(※あくまでも個人の感想です)

- ◇『はじめの体操』「ラジオ体操のまち・甲斐市」らしく、みなさんも一緒にどうぞ。
- ◇『大玉ころころ』結構上手に大玉をコントロールする二人組のコンビネーションが見もの。
- ◇『玉入れ〜ダンス MIX〜』「チェッチェッコリ」のかわいいダンスと玉入れ。
- ◇『北小ソーラン』鯨漁をする漁師の力強さを、ロック調の曲に合わせて表現する躍動感がいい。
- ◇『ミニドラ☆大集合』キラキラしたポンポンが一斉に動くところのキラキラの波が美しい。
- ◇『敷北バラエティー』縄跳びと一人技の組み合わせでの表現。1人1人の姿に注目。
- ◇『今日からデカパン』二人一緒にデカパンに履き替えるところが勝負の分かれ目になるかも。
- ◇『ラスト Run』リレー日本代表…とはいきませんが、バトンパスが勝負の分かれ目！
- ◇『OH! DAMA』並んでいる一人一人の大玉へのタッチの仕方、大玉のスピードが大きく変わる。大玉へのタッチに集中したチームに勝利が近づく最終競技。



運動会観覧について

9月9日付の運動会の案内文書では、『同居家族のみ』とさせていただきました。当時、『蔓延防止措置』期間中であったことと、感染者数が非常に多かったことも考慮しての判断でした。

しかし、9月28日現在では、9月9日頃と比べると新規感染者がかなり減っています。(先日、市内のスポーツ施設でクラスターが発生したため、この1週間は多少増えていますが・・・)

そこで、28日に安心メールでお知らせした通り、観覧は『同居家族と県内在住の祖父母』とさせていただきます。

家庭数の割に校庭が広いという北小の特徴を生かしての判断ですが、観覧の際は、相互の間隔をできるだけ取るようにしていただき、マスク着用のうえ、声援は控えていただき、健康状態に不安がある方(風邪等の症状があるなど)は来校を控えていただきますようお願いいたします。

また、撮影エリアでの「密」状態が懸念されますので、お互い譲り合いの気持ちでご利用ください。

ヘルメット着用状況調査の結果（9月実施）



9月21日に配信したメールにて、ヘルメット着用についてアンケートを実施しました。回答をいただいた皆様、ご協力ありがとうございました。結果についてお知らせします。（回答に対する割合）

有効回答数149（回答率75%）

自転車に乗らない：44（29.5%）

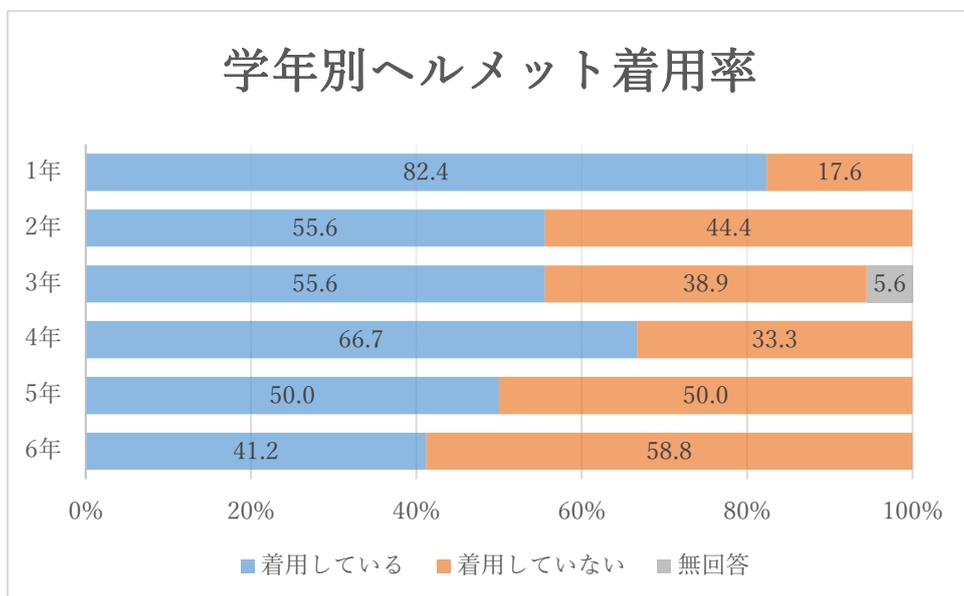
ヘルメットを着用している：61（40.9%）

ヘルメットは着用していない：42（28.2%）

『自転車に乗らない』という回答を省いて着用率を出すと、全体の着用率は59.2%でした。「着用率60%を・・・」という目標にはほぼ到達です。これを学年別にしたものが下のグラフです。

自転車に乗れる子が少ない1年生ですが、着用率82.4%は素晴らしいと思います。100%達成も可能な気がします。着用率が低い学年で、ヘルメットの着用が進むことが望めます。

学年別ヘルメット着用率



※本文に URL があるため、セキュリティの設定によってはメールの受信ができていない方も何名かいらっしゃると思います。ご容赦ください。

H25年の愛媛県警の広報用チラシには次のような記述があります。

～過去5年間の自転車事故死者のうち、ヘルメットを着用していれば、「約75%の方の命が助かった。」と推測するデータもあります！～

事故に遭わないよう、安全な乗車に気を付けることはもちろんですが、万が一の場合を考えて、ヘルメットの着用をすることも大切であることが伝わるデータです。

《参考1》道路交通法 第63条の11

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

《参考2》山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第10条4

保護者は、幼児又は児童（道路交通法第十四条第三項に規定する児童をいう。）が自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする

《感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い（山梨県HPより）》